

○国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則

〔平成16年4月1日
規則第120号〕

改正	平成18. 4. 1	18規則8	平成20. 3. 1	19規則96
	平成21. 4. 1	21規則4	平成30. 3. 15	29規則42
	平成31. 3. 7	30規則24	平成31. 4. 22	31規則6
	令和5. 9. 7	5規則27	令和7. 4. 24	7規則12

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 採用・退職等

第1節 採用（第4条－第7条）

第2節 異動（第8条）

第3節 退職及び解雇（第9条－第11条）

第3章 給与（第12条）

第4章 労働時間、休日及び休暇等（第13条）

第5章 研修（第14条）

第6章 賞罰（第15条）

第7章 雜則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、本学に勤務する常時勤務を要しない教職員（以下「非常勤教職員」という。）の就業に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 非常勤教職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において非常勤教職員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 1週間の所定労働時間が常勤教職員と同様である者（以下「期間雇用教職員」という。）
- (2) 1週間の所定労働時間が30時間を超えない範囲内で定められて雇用される者（以下「パート教職員」という。）

2 非常勤教職員の名称及びそれぞれの業務は次のとおりとする。

- (1) 事務補佐員 事務補助
- (2) 技術補佐員 技術補助

- (3) 技能補佐員 技能補助
- (4) 用務員 労務作業
- (5) 非常勤講師 教育研究等

3 前項の業務以外の業務に従事する者については、その業務に即した名称を付す。
(遵守遂行)

第3条 本学及び非常勤教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採用

(採用)

第4条 非常勤教職員の採用は、選考による。

(試用期間)

第4条の2 新たに非常勤教職員として採用した者については、採用の日から3か月間を試用期間とする。

2 学長は、試用期間中、あるいは試用期間満了時に正規の非常勤教職員とするに不適当と認めたときは、解雇することができる。

3 試用期間は、通算雇用期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に定める通算契約期間をいう。以下同じ。）に算入する。

(雇用期間)

第5条 非常勤教職員の雇用期間は、採用日の属する事業年度内とする。ただし、雇用の更新を妨げるものではない。

2 雇用の更新は、勤務成績等を考慮した勤務評定の他、従事する業務の状況に基づき行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ期間を定めて行うプロジェクト等により雇用される場合は、当該プロジェクト等で定められている事業期間の範囲内とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、非常勤教職員の雇用期間は満60歳に達した日以後における最初の3月31日を限度とする。

5 前項の規定にかかわらず、教育又は研究の業務に従事する非常勤教職員の雇用は、満65歳に達した日以後における最初の3月31日を限度とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は限度を超えて雇用することができる。

(雇用期間の定めのない労働契約への転換)

第5条の2 非常勤教職員のうち、通算雇用期間が5年を超える者は、現に雇用されている職の雇用期間が満了する日の30日前までに、雇用期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換の申込みをすることにより、

現に雇用されている職の雇用期間が満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

- 2 労働契約法第18条第2項の規定による空白期間に該当する期間がある場合には、当該空白期間前の雇用期間は前項の通算雇用期間に算入しない。
- 3 第1項の申込みは、書面で行うものとする。
- 4 無期労働契約への転換後の労働条件は、第1項の申込み時の労働条件（雇用期間を除く。）と同一の労働条件とする。ただし、本学と当該非常勤教職員が合意のうえ、労働条件を変更することができるものとする。
- 5 無期労働契約へ転換した非常勤教職員（通算雇用期間が5年（次条第1項の規定による場合は10年）を超えることとなる非常勤教職員を含む。）について、業務遂行能力の維持、向上及び良好な職場環境の構築を目的として、勤務評定を実施する。
- 6 無期労働契約への転換の申込み手続きに関し必要な事項は、別に定める。

（無期労働契約への転換の特例）

第5条の3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する非常勤教職員にかかる前条の規定の適用については、同条第1項中「5年」とあるのは、「10年」とする。

- 2 前項の非常勤教職員のうち大学に在学している間に本学との間で期間の定めのある労働契約を締結していた者にかかる前条の規定の適用については、当該大学に在学していた間の雇用期間は通算雇用期間に算入しない。

（定年による退職）

第5条の4 第5条の2の規定により無期労働契約へ転換した非常勤教職員の定年は、満60歳とし、当該定年に達した日以後における最初の3月31日に定年退職するものとする。

- 2 教育又は研究の業務に従事する非常勤教職員にかかる前項の規定の適用については、同項中「満60歳」とあるのは、「満65歳」とする。

（再雇用）

第5条の5 前条第1項の規定により退職した者の再雇用については、別に定める「国立大学法人埼玉大学教職員の再雇用に関する規則」による。

（労働条件の明示）

第6条 学長は、非常勤教職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間をこえる労働の有無、休憩時間、休日並

びに休暇に関する事項

- (4) 給与に関する事項
 - (5) 退職に関する事項
- (提出書類)

第7条 新たに非常勤教職員に採用された者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業等証明書
- (3) その他学長が必要と認める書類

第2節 異動

(異動)

第8条 非常勤教職員は、業務の都合により、職種又は就業の場所の変更（以下「異動」という。）を命ぜられることがある。

2 異動を命ぜられた非常勤教職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

第3節 退職及び解雇

(退職)

第9条 非常勤教職員は、次の各号の一に該当するときは退職とし、非常勤教職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認されたとき
- (2) 定められた雇用期間が満了したとき
- (3) 死亡したとき

2 前項第2号の者のうち、2ヶ月以上にわたって事実上継続雇用されてきている者については、再雇用の予定がない場合、30日前までに予告するものとする。

(解雇)

第10条 非常勤教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人となった場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合

2 非常勤教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その業務に必要な適格性を欠くに至った場合
- (4) 従事している業務を廃止又は縮小する必要性が生じた場合
- (5) 従事している業務に係る資金の受け入れが終了となった場合

- (6) 従事しているプロジェクト等の事業が終了となった場合
- (7) 配属されている組織を、廃止又は縮小する必要が生じた場合
- (8) 非常勤講師にあっては、担当する授業が廃止された場合
- (9) その他経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

3 非常勤教職員の解雇を行う場合には、30日前までにその予告をするか、又は平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、試用期間中の非常勤教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合、あらかじめ定められた雇用期間が2月以内の非常勤教職員を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りでない。

（解雇制限）

第11条 非常勤教職員が次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。
ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は同法84条の規程による給付を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 産前産後の期間及びその後30日間

第3章 給与

（給与）

第12条 非常勤教職員の給与については、別に定める国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則による。

第4章 労働時間、休日及び休暇等

（労働時間）

第13条 非常勤教職員の労働時間、休日及び休暇等については、別に定める「国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則」による。

第5章 研修

（研修）

第14条 非常勤教職員は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、必要と認められる場合には、研修等を受けなければならない。

第6章 賞罰

（表彰）

第15条 学長は、非常勤教職員が次の各号の一に該当する者は表彰する。

- (1) 職務に顕著な功績があった者
- (2) 社会的な功績又は本学若しくは教職員の名誉となる功績があった者

第7章 雜則

（国立大学法人埼玉大学教職員就業規則の準用）

第16条 国立大学法人埼玉大学教職員就業規則のうち、第22条、第27条、第28条、第30条から36条、第44条から第49条、第50条及び第52条の規定は非常勤教職員に準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則8）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21. 4. 1 21規則4）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 29規則42）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（雇用期間等の経過措置）

2 平成16年4月1日以前から引き続き雇用されている用務員及び調理補佐員に係る改正後の第5条第4項及び第5条の4第1項の規定の適用については、同項中の「満60歳」とあるのは、「満63歳」とする。

附 則（平成31. 3. 7 30規則24）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 4. 22 31規則6）

この規則は、平成31年4月22日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

附 則（令和5. 9. 7 5 規則27）

この規則は、令和5年9月7日から施行する。

附 則（令和7. 4. 24 7 規則12）

この規則は、令和7年4月24日から施行する。